

富士見市議会基本条例（平成23年条例第12号）新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第3章 市民と議会の関係 <u>(第6条)</u></p> <p>第4章 議会と行政の関係 <u>(第7条—第9条)</u></p> <p>第5章 自由討議の拡大 <u>(第10条)</u></p> <p>第6章 政務活動費 <u>(第11条)</u></p> <p>第7章 議会及び議会事務局の体制整備 <u>(第12条—第17条)</u></p> <p>（市民の定義）</p> <p>第2条 この条例において「市民」とは、市内に<u>在住し、在勤し、又は</u>  <u>在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体</u>  <u>をいう。</u></p> <p>（議会の活動原則）</p> <p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。  （1）～（4） （略）  （5） 市民にとって<u>分かりやすい</u>議会運営を行うよう努めること。</p> <p>（市民との情報共有）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 議会は、市民に対し、<u>その</u>有する情報を積極的に提供し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を果たすものとする。</p> <p>3 <u>議会は、市政の課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、</u></p>	<p>目次</p> <p>第3章 市民と議会の関係 <u>(第6条・第7条)</u></p> <p>第4章 議会と行政の関係 <u>(第8条—第10条)</u></p> <p>第5章 自由討議の拡大 <u>(第11条)</u></p> <p>第6章 政務活動費 <u>(第12条)</u></p> <p>第7章 議会及び議会事務局の体制整備 <u>(第13条—第17条)</u></p> <p>（市民の定義）</p> <p>第2条 この条例において「市民」とは、市内に<u>在住、在勤又は</u>  <u>在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体</u>  <u>をいう。</u></p> <p>（議会の活動原則）</p> <p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。  （1）～（4） （略）  （5） 市民にとって<u>わかりやすい</u>議会運営を行うよう努めること。</p> <p>（市民との情報共有）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 議会は、市民に対し<u>その</u>有する情報を積極的に提供し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を果たすものとする。</p>

議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する機会を年1回以上設けるものとする。

## 第7条 削除

(議員と市長等 \_\_\_\_\_ の関係)

第7条 議会審議における議員と市長等の執行機関(その補助職員を含む。以下「市長等」という。)とは、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

- (1) 本会議又は委員会における議員の質疑は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
- (2) 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長~~の許可を得て、当該議員に対して反問することができる。~~

(重要な政策等の説明)

第8条 議会は、市が行う政策、施策、計画等(以下「政策等」という。)について、議会が必要であると認めるものに関し当該政策等の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、市長等に対し、次に掲げる事項について説明を求めることができる。

- (1) (略)
- (2) 他の自治体に同一又は類似の政策等との比較検討
- (3)～(5) (略)

(法第96条第2項の議決事件)

(議会報告会)

第7条 議会は、市政の課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を年1回以上開催するものとする。

(議員と市長等執行機関の関係)

第8条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその補助職員( \_\_\_\_\_以下「市長等」という。 )とは、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

- (1) 本会議 \_\_\_\_\_における議員の質疑は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
- (2) 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。

(重要な政策等の説明)

第9条 議会は、市が行う政策、施策、計画等(以下「政策等」という。)について、議会が必要であると認めるものに関し当該政策等の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、市長等に対し、次に掲げる事項について説明を求めることができる。

- (1) (略)
- (2) 他の自治体の同一又は類似する政策等との比較検討
- (3)～(5) (略)

(法第96条第2項の議決事件)

第9条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は次に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等は市民に対する責任を共に担い、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

(1) 市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止

(2)・(3) (略)

(4) 削除

(自由討議による合意形成)

第10条 (略)

(政務活動費)

第11条 (略)

(調査制度の活用)

第12条 (略)

(議員研修の充実強化)

第13条 (略)

(議員図書室の充実)

第14条 (略)

(議会広報の充実)

第15条 議会は、様々な情報媒体を活用することにより、議会の活動について、市民に対し、分かりやすく周知するよう努めなければならない。

第10条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は次に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等は市民に対する責任を共に担い、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

(1) 富士見市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止

(2)・(3) (略)

(4) 富士見市地域防災計画の策定、変更又は廃止

(自由討議による合意形成)

第11条 (略)

(政務活動費)

第12条 (略)

(調査制度の活用)

第13条 (略)

(議員研修の充実強化)

第14条 (略)

(議員図書室の充実)

第15条 (略)

(議会広報の充実)

第16条 議会は、様々な情報媒体を活用することにより、議会の活動について、市民に対し、わかりやすく周知するよう努めなければならない。

(情報通信技術の積極的活用)

第16条 議会は、タブレット端末等の情報機器の利用その他の情報通信技術の積極的な活用の推進により、議会及び議員の活動に資するものとする。

(議会事務局の充実)

第17条 (略)

(議員の政治倫理)

第18条 (略)

(議員定数)

第19条 (略)

2 議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して提出するものとする。

3 (略)

(議員報酬)

第20条 (略)

2 議員は、議員報酬等条例の改正議案を提出しようとするときは、議員報酬の基準等の明確な改正理由を付して提出するものとする。

3 (略)

(議会事務局の充実)

第17条 (略)

(議員の政治倫理)

第18条 (略)

(議員定数)

第19条 (略)

2 議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、議員定数の基準等明確な改正理由を付して提出するものとする。

3 (略)

(議員報酬)

第20条 (略)

2 議員は、議員報酬等条例の改正議案を提出しようとするときは、議員報酬の基準等明確な改正理由を付して提出するものとする。

3 (略)